

地方分権の推進に関する提言

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	長岡 壯壽
兵庫県市長会会長	藤原 保幸
兵庫県市議会議長会会長	中島 健一
兵庫県町村会会長	庵谷 典章
兵庫県町議会議長会会長	中井 勝

令和の幕開けから、半年が経過した。依然として明治維新以来の中央集権型の社会構造が続き、人口減少、少子高齢化、東京一極集中による地方の疲弊が止まらない。また、本年9月に東日本を直撃した台風第19号では、各地で河川の氾濫や決壊などが相次いだ。本県でも多くの被害が発生した昨年の7月豪雨や台風第21号など、想定を超える被害が毎年のように発生している。

こうした課題を乗り越え、人口減少が進む中でも活力が持続し、発展する地域を自ら創る「地域創生」を軌道に乗せていかなければならない。そのためには、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める分権型社会を実現することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、喫緊の課題である地域創生を成し遂げるとともに地方分権を一層推進し、地域から日本の明るい未来を切り拓くため、以下の項目について提言する。

I 防災・減災対策の推進

- 1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化
- 2 防災体制の充実

II 地域創生の推進

- 1 人と企業等の地方移転の促進
- 2 地方創生対策の充実
- 3 ワールドマスターズゲームズ2021 関西への支援
- 4 新たな過疎対策法の制定

III 地方税財政の充実・強化

- 1 地方財政計画の充実
- 2 地方の税収基盤の確保
- 3 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施
- 4 消費税率引上げに伴う対策
- 5 ふるさと納税における適切な制度設計
- 6 宝くじの売上向上

IV 地方分権改革を推進する仕組みの構築

- 1 国と地方の協議の場の機能強化
- 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応
- 3 地方議会議員選挙における選挙制度の見直し
- 4 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討

I 防災・減災対策の推進

1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化

(1) 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3(2021)年度以降にも取組むべき計画があることやこの度の台風第19号など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みを創設するなど、以下について提案する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(地方単独事業)の事業期間を延長すること。
- 新・ その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること。
- 新・ 災害時に重要な役割を果たす排水機場など社会基盤施設の老朽化対策を対象とすること。

【本県分野別計画におけるR3(2021)年度以降の残事業費】

(単位：億円)

計画名	期間	R3(2021)年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26(2014)～R5(2023)年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1(2019)～R10(2028)年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1(2019)～R10(2028)年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26(2014)～R5(2023)年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30(2018)～R5(2023)年度	390億円
地域総合治水推進計画	H24(2012)年度～概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	R1(2019)～R10(2028)年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	R1(2019)～R5(2023)年度	200億円

注：一部、R6(2014)年度以降の事業を含む

【本県予算】

(単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	343	272	272	887
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	120	120	240
合計	343	272	272	887

※ H30：最終予算、R1：当初予算、R2：R1同額と仮定

(2) 補正予算編成における台風第19号等の被災地以外への事業費の確保等

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- 新・ 台風第19号等の被災地以外においても自然災害への備えを強化するため、今年度予定されている補正予算編成においては、地方団体の災害対応ニーズを反映するとともに、台風19号等の被災地以外にも十分な事業費を確保すること。

(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長【警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- ・地震・津波や風水害等に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲をさらに拡大し、令和2(2020)年度までの事業期間を延長すること。
 - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
 - 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

(4) 総合的な治水対策の推進【国土交通省】

- 新**・本県では、県内における平成16年の台風第23号、平成21年の台風第9号等による被害や、今年度の台風第19号における堤防決壊等の被災事例を踏まえて、河川の防災力向上に取り組む。
その際、堤防を粘り強い構造にするなど超過洪水に備えた危機管理型堤防対策の予算について、3か年緊急対策の延長等における重点項目として積極的に支援すること。
- 新**・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること。

(5) ダム利活用の推進【国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省】

- 新**・国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象外となっている利水ダム(発電用ダム・水道用ダム・農業用ダム)について、治水面から最大限活用するため、同ガイドラインに準拠した運用規定を作成すること。
- 新**・同ガイドライン対象の多目的ダム(※)であっても事前放流の実施体制が整備されていないダムもあることから、国において事前放流の実施を徹底させること。
〔※洪水調節機能と、水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダムのうち、国土交通省・水資源機構管理のすべてのダム及び一定規模以上でゲートを有する都道府県管理ダム〕
- 新**・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の創設を行うこと。

(6) 山地防災・土砂災害対策の推進【農林水産省、国土交通省】

- 新**・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること。
- 新**・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること。
- 新**・公共事業の対象箇所を拡充すること。

【第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30(2018)~R5(2023)年度)】

区 分	整備目標(着手箇所数)			合 計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
人家等保全	390	438	—	828
流木・土砂流出防止	—	240	—	240
災害に強い森づくり	—	—	38	38
合 計	390	678	38	1,106

※局地的豪雨の増加等を踏まえ、県単独事業を前倒して実施

(7) ため池改修等の推進【農林水産省】

- 新・兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」(令和元年～5年度)に基づき、災害に強いため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるための必要な予算を安定的に確保すること。

【第2次ため池整備5箇年計画(R1～R5年度) 着手箇所数:730～830箇所、総事業費:370億円】

区 分		特定ため池 ^{※1} 総数	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	【第2次】 着手数 (箇所)	【第2次】 総事業費
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177～1,277	730～830	370億円

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(H27～H30年度^{※2})

270箇所

211億円

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒して第2次計画を策定したことから、第1次計画の実績は4箇年となっている。

(8) 高潮対策の推進【農林水産省、国土交通省】

- 新・平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、「兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること。

(9) 住民の確実な避難行動を支援する取組の推進【気象庁】

- 新・夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15～24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)を提供すること。
- 新・潮位や風速についても、精度が高い予測情報を提供すること。

(10) 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省、国土交通省】

- 新・発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること。
- 新・停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること。
- 新・非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること。

(現行：災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター)

(11) 被災地(者)支援に関する制度の充実【内閣府、厚生労働省】

① 被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大

ア 被災全地域への適用

新・現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。

このため、同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に対象とすること。

イ 半壊、一部損壊世帯への適用

新・台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯及び一部損壊世帯(損害割合が10%以上の世帯に限る)も支援対象とすること。

② 実効性の高い避難行動要支援者の避難支援のための法整備及び財源の確保

新・高齢者や障害者等の円滑な避難支援のため、自主防災組織等による避難行動要支援者の個別計画の作成について、災害対策基本法上の法定事項として規定すること。

新・避難行動要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した福祉専門職(介護支援専門員及び相談支援専門員)が行う避難行動要支援者の個別計画の作成協力業務について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置づけ、報酬加算を創設すること。

新・自主防災組織等と福祉専門職が連携した個別計画の作成を推進するため、コーディネーター役を担う市町の人材確保等の取組に必要な財源措置を講ずること。

(12) 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設【内閣府、厚生労働省】

新・災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること。

2 防災体制の充実

(1) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

II 地域創生の推進

1 人と企業等の地方移転の促進

(1) 東京圏への立地規制の制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- ・地域大学振興法により東京 23 区の大学の定員増を原則 10 年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、一定規模以上の工場や人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

(2) 地域振興を促進する立法措置【内閣府、総務省、国土交通省】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

(3) 国土の双眼構造の構築【内閣官房、内閣府】

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

(4) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

① 税制の拡充及び併用

- ・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。
- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡充すること。
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

【「地方拠点強化税制」の概要】

区 分	内 容	
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)
東京23区から地方へ本社機能の移転 (移転型)	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	※ 併用は原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)	
	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円)×3年の税額控除(最大)

- ・本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること（現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設）。
- ・支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業（東京23区からの本社機能移転）の対象になったものの、拡充型事業（東京23区以外からの本社機能の移転・増設）においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること。

② 施設整備計画における認定要件の適正化

- ・本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業員数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業員数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること（現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上）。

③ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引下げるなど適用要件を見直すこと（中小企業2人以上→1人以上）。

2 地方創生対策の充実

（1）地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し【内閣府】

- ・「先駆的な事業」に関する自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の評価基準が曖昧で採択の可否が予測できないことから、採択基準の明確化、早期の段階での採択結果の提示、不採択理由の説明を徹底すること。

（2）ハード面で地域創生を推進するための交付金の充実等【内閣府】

① 地方創生拠点整備交付金の恒久化

- ・平成28年度から補正予算で措置されている地方創生拠点整備交付金は、ハード面から地方創生を推進する上で非常に効果的な制度であることから、恒久的な制度とすること。

② 制度運用の見直し

- ・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。
- ・やむを得ず事故繰越となる場合も、交付金の対象とすること。

（3）まち・ひと・しごと創生事業の総額及び財源の確保【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和2年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること。
- ・所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

(4) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置(1/2)のある特別な地方債を創設すること。

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置(1/2)のある特別な地方債を創設すること。

3 ワールドマスタースゲームズ 2021 関西への支援

- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西が生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけられたことから、準備段階も含め以下の支援を行うこと。

(1) 施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実【総務省】

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること。
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること。
 - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

【国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)】

ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費
(広報、警備、ボランティア経費 等)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費
(ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

(2) スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応【文部科学省、スポーツ庁】

- 新**・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること。

現行：8,000万円（「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」）

提案：大会前年度である来年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること

(3) 関係省庁間の連携・協力体制の確立【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

- 新**・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること。

(4) 1年前イベント等への協力【文部科学省、スポーツ庁】

- 新**・1年前イベントやプレ大会(リハーサル大会)への参加促進に向けたPR等への協力を行うこと。

4 新たな過疎対策法の制定

(1) 地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定【総務省】

- 新・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件(15年の人口減少率)を追加すること。
- 新・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること。

(2) 過疎対策事業債対象事業の拡充【総務省】

- ・地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債の対象事業を拡充すること。
〔 例 ○再編を含む上水道事業
○過疎地域において県が実施する広域的道路ネットワーク整備事業 〕

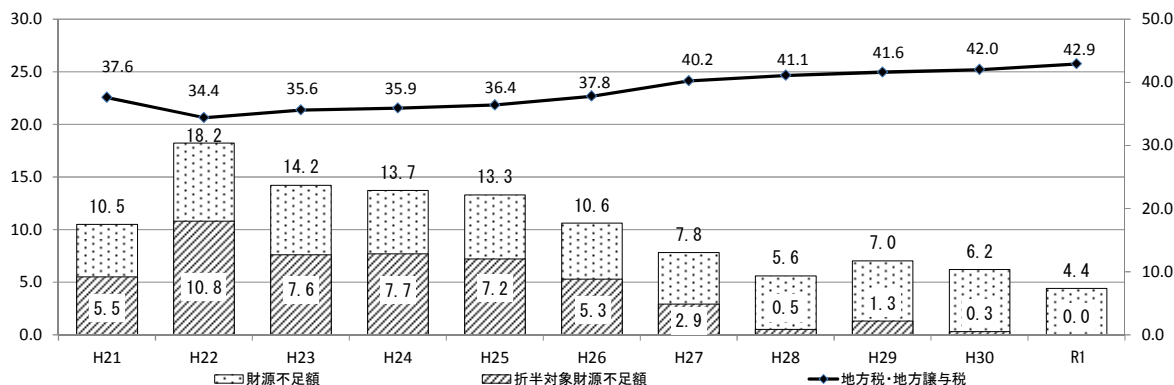
Ⅲ 地方税財政の充実・強化

1 地方財政計画の充実

(1) 常態化している地方の財源不足への対応【総務省、財務省】

- 今年度の通常収支分の地方財源不足額は、4.4兆円に上っている。常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること。

【地方財政収支の財源不足額の推移】



【令和元年度地方の財源不足額の内訳】

(出典：総務省)

区分	金額
財源対策債の発行	7,900億円
一般会計加算	2,633億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)	3兆2,568億円
合計	4兆4,101億円

※ 折半対象財源不足額は解消

(2) 地方が保有する基金残高の適正な評価【総務省、財務省】

- 財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論がある。しかし、基金の増加理由は各自治体によって異なるため、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること。

【地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移】

(単位：兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.9	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	△0.3	△1.2
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
県内市町(億円)	3,196	3,241	3,322	3,452	3,754	3,881	4,196	4,338	4,370	4,609	4,707	+1,511
うち財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20
県内市町(億円)	1,113	1,105	1,104	1,123	1,291	1,431	1,577	1,725	1,785	1,899	1,977	+864

※総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

(3) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省】

① 地方一般財源総額の確保

- ・骨太の方針2018において、地方の一般財源総額は、2021年度まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、今後とも増加する社会保障関係費や地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること。
- ・消費税率等の引き上げに伴う歳入増については、その増加分に見合う歳出を地方財政計画に適切に積み上げること。

② 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

- ・地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査を踏まえ、標準的な団体における必要な人員の所要額を確保した上で、制度導入に必要な地方所要額を全額地方財政計画に計上すること。また、制度創設の趣旨に沿って任用制度等の整備や処遇改善を図ることができるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。
- ・個別団体の財政措置にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を反映すること。

【現行制度との比較】

主な検討課題	臨時・非常勤職員	会計年度任用職員
給料水準	最低賃金並の支給水準が多数	常勤職員(初任給等)に準じた支給水準まで引き上げ
期末手当	短時間勤務職員に支給している事例は少数	短時間勤務職員も含めて年間 2.6 月分(常勤職員と同じ)を支給
退職手当	支給なし	常勤職員と同じ勤務時間の職員に限り、常勤職員に準じて支給

③ 幼児教育の無償化・高等教育の無償化に必要な財源の確保

- ・幼児教育の無償化や高等教育の無償化の地方所要額を地方財政計画に計上する際にその他の歳出を削減することがないように、財政措置を確実に講じること。
- ・個別団体の地方交付税の算定にあたっては、市町負担割合の異なる公立・私立施設の地方負担の実態(公立：市町 10/10、私立：市町 1/4)など、各団体の状況を適切に反映し、基準財政需要額に算入すること。

④ 地方財政計画及び地方交付税算定における財政需要の的確な反映

ア 給与関係費の適切な積み上げ

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにもかかわらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

【30年度給料月額比較】

(単位：円、%)

区 分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般 職員	都道府県	256,914	321,058	△64,144	80.0
	市町村	247,812	306,452	△58,640	80.9
警 察 官		286,900	313,535	△26,635	91.5
教 職 員	小 学 校	329,136	350,185	△21,049	94.0
	中 学 校	328,884	350,044	△21,160	94.0
	高 等 学 校	321,612	369,009	△47,397	87.2
	特別支援学校	320,326	386,089	△65,763	83.0
消 防 職 員		253,900	302,229	△48,329	84.0

イ 地方単独事業費の確保

- 一般行政経費の地方単独分は、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1- H21
一般行政経費	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	9.6
うち補助分	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	9.2
うち社会保障関係費	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	7.9
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	1.3
うち地方単独分	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	0.4
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	▲1.1
うち地方単独分	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	▲2.0

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

ウ 包括算定経費の適切な算定

- 新**・平成 23 年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.3 兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+0.5 兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が 1 兆円減少している。このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】

(単位：兆円)

区 分	H19 ①	H23 ②	H26	R1 ③	H23-H19 ②-①	R1-H23 ③-②
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	2.9	2.7
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	2.5	2.3
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	0	1.2
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	▲0.1	▲1.0
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	2.8	1.7
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	2.8	0.5
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	1.9	1.9

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R 1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

エ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てることになっているが、平成31年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方で、残り約6割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費(乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者医療費助成)などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

【令和元年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	H30	R1	R1-H30	備 考
補助分	20.2	21.5	+1.3	社会保障の充実分 +39.1%(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
地方単独分	14.1	14.2	+0.1	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	37.1	38.5	+1.4	

【令和元年度における社会保障の充実等について】

(地方)

区 分	R1	構成比
消費税増収額等 ①	3.08	—
地方消費税引上分	2.05	66.6%
交付税法定率分	0.80	25.9%
子ども・子育て臨時交付金	0.23	7.5%
歳 出	3.08	—
社会保障の充実分 ②	0.76	24.7%
新しい政策パッケージ分 ③	0.28	9.1%
公経済負担増分 ④	0.12	3.9%
差引き(安定化※) ①-②-③-④	1.92	62.3%
臨時財政対策債 H25→H31 増減	△2.96	—

(国)

(単位：兆円)

区 分	R1	構成比
消費税増収額 ①	7.22	—
歳 出	7.22	—
社会保障の充実 ②	0.93	12.9%
新しい経済パッケージ分 ③	0.20	2.8%
公経済負担増分 ④	0.35	4.8%
基礎年金 ⑤	3.30	45.7%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	2.44	33.8%

※安定化に要する経費は明示されていない

オ 地方の投資的経費の確保

- ・今後30年以内の発生確率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、来年度も確実に措置すること。

カ 追加財政需要への適切な措置

- ・給与改定はもとより年度途中で国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

⑤ マイナンバーカード交付事務経費の負担軽減

- 新
- ・マイナンバーカードの更なる普及促進に向けて、各市町に対し交付体制の増強等を定めた交付円滑化計画の策定が国から要請(令和元年9月)され、交付事務に要する経費の増加が予想される。このため、各市町の交付円滑化計画に基づいて行うカード交付体制の増強に関する費用については、交付事務経費補助金における対象経費の拡充や算定方法の見直しによる基準額の引き上げなどにより、市町負担を生じさせないこと。

(4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等 [内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林産省、国土交通省]

① 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等 [再掲]

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3(2021)年度以降にも取組むべき計画があることやこの度の台風第19号など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みを創設するなど、以下について提案する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(地方単独事業)の事業期間を延長すること。

新・ その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること。

新・ 災害時に重要な役割を果たす排水機場など社会基盤施設の老朽化対策を対象とすること。

【本県分野別計画におけるR3(2021)年度以降の残事業費】 (単位：億円)

計画名	期間	R3(2021)年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26(2014)～R5(2023)年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1(2019)～R10(2028)年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1(2019)～R10(2028)年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26(2014)～R5(2023)年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30(2018)～R5(2023)年度	390億円
地域総合治水推進計画	H24(2012)年度～概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	R1(2019)～R10(2028)年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	R1(2019)～R5(2023)年度	200億円

注：一部、R6(2014)年度以降の事業を含む

【本県予算】 (単位：億円)

区 分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	343	272	272	887
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	120	120	240
合計	343	272	272	887

※ H30：最終予算、R1：当初予算、R2：R1同額と仮定

② 補正予算編成における台風第19号等の被災地以外への事業費の確保等 [再掲]

新・ 台風第19号等の被災地以外においても自然災害への備えを強化するため、今年度予定されている補正予算編成においては、地方団体の災害対応ニーズを反映するとともに、台風19号等の被災地以外にも十分な事業費を確保すること。

③ 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長〔再掲〕

- ・地震・津波や風水害等に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲をさらに拡大し、令和2(2020)年度までの事業期間を延長すること。
 - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
 - 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

④ 社会資本の老朽化対策に必要な予算の確保

- ・橋梁、排水機場、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。

⑤ 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

- ・発災時の業務継続を確保するため、市町村本庁舎と同様、県本庁舎の建替事業を対象とすること。
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- ・令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること。
- 新**・地方交付税措置率の引上げを行うこと(現行：30～50% → 70%(緊急防災・減災事業債並))。
- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還金や老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること。
- 新**・市町村役場機能緊急保全事業について、本庁舎整備は災害時の業務継続を目的に行うものであるとともに、一般的に高額かつ長期の借入が必要となることから、利率高騰や資金確保リスクを回避するため、地方公共団体金融機構資金など公的資金の活用を可能とすること。

⑥ 安全な道路環境の整備等

- ・通学路や、幼児や高齢者などが日常的に利用する道路において、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)を増額すること。
- ・アクセルとブレーキの踏み間違い時の事故防止のため、既存の車両に対する後付け装置の設置費用への補助制度を創設すること。

⑦ 公営企業に対する財政支援の充実

- ・令和2年度までとされている病院事業債(特別分)の期限を延長するとともに、公立病院が担うべき医療等の措置単価の引上げなど、病院事業への繰出金に対する地方交付税措置を充実させること。
- ・医師の地域偏在を是正する仕組みとして、すべての専攻医が一定期間、医師不足が深刻な地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること。

- ・人口減少社会において、個々の事業者の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、上下水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。また、広域化に伴う施設の統廃合について、国庫補助金の返還免除等の財政措置を充実させること。

2 地方の税収基盤の確保

(1) 法人事業税の収入金額課税制度の堅持【総務省、財務省、経済産業省】

新・電気・ガス供給業については、現在、送配電事業及び導管事業の法的分離等や小売全面自由化等、エネルギーシステム改革が進められているが、以下の点から、法人事業税の収入金額課税制度を見直す状況には全くなく、引き続き現行制度を堅持すること。

① 電気・ガス供給業の公益的性格及び多大な行政サービスの受益に変更はない

- ・電気・ガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- ・発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。

※兵庫県は近隣府県に電力を供給する電力輸出県である(県内発電量実績のうち、約 20%の 94 億 kWh 程度)。

【兵庫県における電気・ガス供給業に関連する経費（一般財源ベース）】

(単位：百万円)

項目	主な事業	金額 (一般財源ベース)	備考
臨港道路等	道路整備費・維持管理費 火力・水力等発電所周辺から主要幹線(国道)を接続する臨港道路等の整備費、維持管理費	6,706	(整備費) 火力・水力等発電所周辺から主要幹線道路(国道2号、250号)までの県管理道路整備費の県負担額にかかる毎年度の起債償還相当額 (維持管理費) 当該道路にかかる毎年度の維持管理費相当額
林道・林業	林道整備等 燃料用チップを供給するための林道・作業道の整備費や搬出間伐等に対する補助	1,862	(林道・作業道整備費) バイオマス発電所に燃料用チップを供給している森林内に整備した林道・作業道の地方負担額にかかる毎年度の起債償還相当額 (搬出間伐等補助) 燃料用木材の生産・搬出に対する補助
港湾	防波堤整備 県管理防波堤の整備費	169	火力発電所周辺の県管理防波堤整備費の県負担額にかかる毎年度の起債償還相当額
環境対策	大気汚染・環境影響評価等 大気汚染対策、環境影響評価、温暖化対策、水質汚濁対策に要する県事業費	139	大気汚染・環境影響評価関係事業費を、火力発電所温室効果ガス排出量/県全体温室効果ガス排出量で按分
広報啓発	節電啓発費 広報誌やラジオ広報による節電キャンペーン等に要する経費	54	広報誌発行経費等を節電啓発の掲載回数等で按分
合計		8,930	

(参考)兵庫県の法人事業税収のうち電気・ガス供給業の収入金額課税収入：9,200百万円

※特別法人事業税を除く。平成30年度決算を基に本県試算。

② 規制料金が自由化されたとと言える状況ではない

- ・法的分離が義務付けられる送配電及び導管事業については、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金が維持される。
- ・小売事業については、小売全面自由化後も、小売規制料金に係る経過措置の存続が既に決定されている。

【小売規制料金に係る経過措置】

- ・小売全面自由化が実施されたものの、大手電力・ガス会社と競う有力で独立した事業者が複数存在せず競争圧力が不十分であることや、競争環境が確保されていないことにより、消費者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合、自由化前と同様の総括原価方式による規制料金（経過措置料金）を存続する措置。

【経過措置の状況】

- ・電力小売全面自由化（H28）が実施された際、経過措置として令和2年3月末まで小売規制料金を存続することとされていたが、電力・ガス取引監視等委員会の意見に基づき、同年4月以降も、東京電力、関西電力等の大手電力会社10社について経過措置の存続が決定され、引き続き、総括原価方式による規制料金（経過措置料金）が適用される。

（経済産業大臣指定（令和元年7月））

- ・ガス小売全面自由化（H29）が実施された際、指定旧供給区域等（東京ガスの東京地区、大阪ガス※、東邦ガス等概ね都市ガスの区域）について、経過措置として小売規制料金を存続することが決定され、引き続き、総括原価方式による規制料金（経過措置料金）が適用されている。※本県の大阪ガス供給区域も該当。（経済産業大臣指定（平成28年11月））

③ 大幅な減収により地方団体の財政運営に多大な支障が生じる

- ・仮に、収入金額課税から所得課税に変更した場合には、全都道府県で1,500億円以上（H29年度決算を基に全国知事会試算。）の減収が見込まれる。
- ・本県においては、約66億円（H30年度決算を基に本県試算。）の減収が見込まれる。

【兵庫県における影響額】※兵庫県試算

法人事業税の減収額（特別法人事業税除く。） ▲66億円

	収入金額課税 (現行)	収入金額課税を所得 課税に切り替えた場合 (経産省要望)	減収額	
				※うち市町分
	92億円	26億円	▲66億円	▲5億円
電 気	70億円	17億円	▲53億円	▲4億円
ガ ス	22億円	9億円	▲13億円	▲1億円

※収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、収入金額課税額（地方法人特別税含む。）が1億円を超える法人について試算

※市町分…法人事業税交付金（法人事業税額の7.7%）本則上従業者数で按分

（県内市町の従業者数上位5団体：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）

※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

④ 電源立地団体等は多大な貢献をしている

- ・本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきた。
- ・今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、唐突に大幅な減収を強いることは受け入れられない。

(2) ゴルフ場利用税の堅持等【総務省、財務省、文部科学省】

- ・平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

① ゴルフ場利用税の堅持

ア ゴルフ場利用者は十分な担税力を有する

- ・ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。

イ 多大な行政サービスを受益する一方、土地利用は長期固定化する

- ・ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ・ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。

ウ 市町村の貴重な財源となっている

- ・ゴルフ場が所在する市町村の約 75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。

エ 大幅な減収による地方団体の財政運営への多大な支障が生じる

- ・非課税措置が拡充された場合、全都道府県で 123 億円(文部科学省試算)、本県では約 9.2 億円(うち市町への交付金約 6.4 億円。H30 年度決算を基に本県試算。)の減収が見込まれる。

② 非課税措置の廃止

- ・70 歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること。

【本県におけるゴルフ場に関連する予算額】

項目	主な事業	R元年予算額(百万円)	
			一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,493	1,197
環境対策	水質調査、安全指導等	55	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	21	21
道路	アクセス道路維持管理等	2,719	2,619
スポーツ振興	団体・競技者支援等	4	4
地域振興	観光利用促進等	21	21
合計		4,313	3,870

参考:本県のゴルフ場利用税収(H30) 3,447 百万円

【兵庫県における交付額上位団体】

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	542,322
2	神戸市	361,805
3	加東市	306,359
4	宝塚市	170,051
5	西宮市	136,086

(平成30年度決算)

【世帯主の年齢階級別貯蓄額】

世帯主の年齢	1世帯あたりの貯蓄額
70歳以上	1,260.1万円
65歳以上	1,283.6万円
全体平均	1,031.5万円

厚生労働省「国民生活基本調査(H28)」

(3) 償却資産に関する固定資産税の堅持等【総務省】

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ・平成 30 年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置については、期限到来により確実に廃止すること。

区分	全国		兵庫県	
	金額	構成比	金額	構成比
固定資産税	89,373	41.6%	3,826	40.9%
土地	33,872	15.7%	1,383	14.8%
家屋	38,825	18.1%	1,702	18.2%
償却資産	16,676	7.8%	741	7.9%
全税目計(市町村税)	215,077	100.0%	9,352	100.0%

(単位：億円)
(全国：平成 29 年度決算、兵庫県：平成 30 年度決算)

3 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

(1) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施

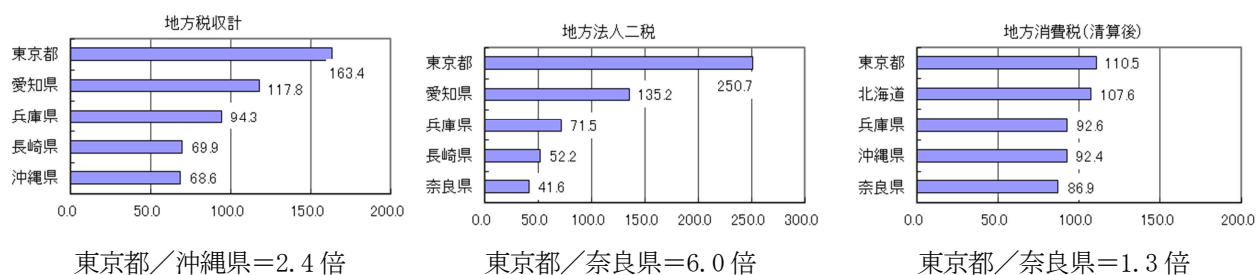
- ・ 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引き上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・ 地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

② 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

ア 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・ 平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があるため、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の抜本改革を進めること。

【人口一人当たりの税収額の指数（平成 25～29 年度決算）】



イ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

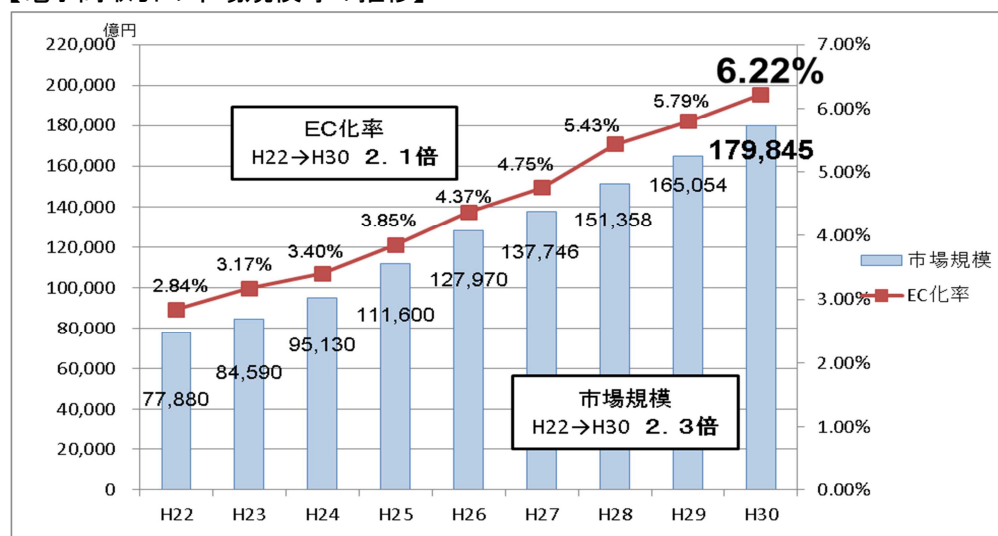
- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。
- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。

- 新**・ 応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと。

ウ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

- ・情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること。
- 新**・その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において課税を行うこと。
- 新**・各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置を講じること。
- 新**・こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置を講じること。

【電子商取引の市場規模等の推移】



※EC化率…すべての商取引のうち電子商取引が占める割合

経済産業省「平成30年度電子商取引に関する市場調査」

エ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。

(2) 応益性を反映する外形標準課税の拡充【総務省】

- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

(3) 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し【総務省、財務省】

- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態(消費地等)を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国消費

実態調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

(4) 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討【総務省、財務省、経済産業省】

- ・平成31年度税制改正において自動車関係税の抜本的な改正がなされたところであるが、同年度税制改正大綱では今後も中長期的に検討することとされている。自動車税及び軽自動車税は自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格を有しており、道路の整備や維持等の貴重な財源であることを踏まえ、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、地方税財源の安定的な確保を前提に慎重な検討を行うこと。

(5) 国際観光旅客税の地方への配分【観光庁】

- ・国際観光旅客税(平成 31 年 1 月施行)については、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの 2 点を踏まえ、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること。

4 消費税率引上げに伴う対策

(1) 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮【内閣官房、内閣府、経済産業省】

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること。

(2) 軽減税率制度実施における適切な支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、インボイス制度を含めた軽減税率制度の概要の十分な周知や指導、軽減税率に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入後も引き続き支援を行うこと。

5 ふるさと納税における適切な制度設計

(1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

- ・返礼品のあり方については、過度な返礼品による制度趣旨の歪みを見直す制度改正が行われたところではあるが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、さらなる検討を行うこと。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

- ・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%（現行：75%）控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（令和元年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	172.4億円
うちワンストップ特例制度分控除額	51.1億円
うち所得税控除分相当額	9.3億円

(3) 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善【内閣官房、内閣府】

- ・企業版ふるさと納税の要件を事前に明確化し、地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度を簡素化すること。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用する企業の裾野を広げるため、本社が所在する地方自治体への寄附、着手済みの事業に対する寄附を可能とすること。

6 宝くじの売上向上【総務省】

- 新**・より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと。

IV 地方分権改革を推進する仕組みの構築

1 国と地方の協議の場の機能強化

(1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

(2) 必要となる分科会の設置【内閣官房、内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

(1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

① 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

② 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

③ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

(2) 実証実験的な権限移譲の導入【内閣府】

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

(3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。

3 地方議会議員選挙における選挙制度の見直し【総務省】

新・届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けるよう法改正すること。

新・立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。

4 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討【総務省】

- ・地方制度調査会において、圏域行政に関する法制化が議論されているが、基礎自治体である市町や、広域調整機能を有する都道府県の意見を十分踏まえるとともに、連携中枢都市など現行制度の課題を十分踏まえた上で、議論を進めること。